

- 1．件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」
- 2．日時：令和2年8月6日(木)10時05分～11時55分
- 3．場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4．出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、河本安全審査官、二平係員

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他7名

5．要旨

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、これまでの設工認申請に係る面談( )を踏まえて、当日提出資料に基づき、申請書記載事項の整理状況等について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
  - ・設工認申請書本文及び添付書類の構成について、一般と個別の区別や説明すべき事項などを踏まえてその順序を整理すること。
  - ・設備一覧については、日本原燃で進めている様式での整理を踏まえつつ、令和2年6月24日の原子力規制委員会の資料3において設工認申請対象施設の明確化として記載されている事項を踏まえて整理すること。
  - ・設工認申請の添付書類について、基本的な説明は類型化したうえで方針書に寄せ、計算書は評価結果を体系的に取りまとめるなど、構成を整理すること。また、共通した事項を先に説明するなど、記載順についても整理すること。
  - ・設工認申請までのスケジュールについて、様式作成、申請書記載内容検討及び全体計画を踏まえて申請対象の明確化を進める必要があること、全体計画(設工認) 使用前事業者検査の実施方針における全体工程及び全体計画(工事、使用前事業者検査)は相互の関連を踏まえて整理する必要があることなどを踏まえて、段階的に面談を進める

に当たっては、各段階での論点が明確になるよう整理すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

### 提出資料

「発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領  
<比較検討>」

「様式 - 5 設工認添付書類星取表」

「初回の設工認申請までのスケジュール」

「再処理施設 設工認構成（添付書類目次）」

令和2年8月3日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」